

# 石垣市地域防災計画の修正要旨

平成 28 年 3 月

石垣市総務部防災危機管理室



# 1 地域防災計画修正の目的と背景

石垣市地域防災計画（以下「市防災計画」という）は、災害対策基本法第 42 条に基づき、必要に応じて修正を行うことが必要とされている。

今回（平成 27 年度）の修正は、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災や、近年多発している甚大な風水害等の教訓はもとより、国の防災基本計画の修正（平成 24 年 9 月、平成 26 年 1 月、11 月、平成 27 年 3 月、7 月）、沖縄県地域防災計画（以下「県防災計画」という）の修正（平成 27 年 3 月）を踏まえて行うものである。

今後も、法律等の改正、国の基本的な方針を踏まえ、沖縄県等と連携しながら検討を行い、必要な見直しを進めていくものである。

	国	県	市
平成 23 年度		【指針・ガイドライン等】 ・ 沖縄県地域防災計画修正 (H24. 3)	【指針・ガイドライン等】 ・ 石垣市地域防災計画修正 (H24. 1)
平成 24 年度	【関連法】 ・ 災害対策基本法改正 (H24. 6、大規模広域な災害に対する即応力の強化等、大規模広域な災害時における被災者対応の改善、教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による防災力の向上) 【指針・ガイドライン等】 ・ 津波対策推進マニュアル検討会報告書	【指針・ガイドライン等】 ・ 沖縄県津波避難計画策定指針 (H25. 3) ・ 沖縄県地域防災計画修正 (H25. 3) ・ 沖縄県津波被害想定 (H25. 3) ・ 児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル (H25. 3)	
平成 25 年度	【関連法】 ・ 災害対策基本法改正 (H25. 6、大規模広域な災害に対する即応力の強化等、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取組の強化) ・ 国土強靱化基本法 (H25. 12) 【指針・ガイドライン等】 ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針 (H25. 8) ・ 地区防災計画ガイドライン (H26. 3)	・ 沖縄県地震被害想定調査 (H26. 3)	
平成 26 年度	【関連法】 ・ 災害対策基本法改正 (H26. 11、放置車両対策の強化) ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 (H26. 10) 【指針・ガイドライン等】 ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン (H26. 4) ・ 国土強靱化基本計画 (H26. 6) ・ 地域における防災教育の実践に関する手引き (H27. 3)	【指針・ガイドライン等】 ・ 沖縄県観光危機管理基本計画 (H27. 3) ・ 沖縄県地域防災計画修正 (H27. 3) ・ 沖縄県津波浸水想定 (H27. 3)	
平成 27 年度	【指針・ガイドライン等】 ・ 市町村のための業務継続計画作成ガイド (H27. 5)		

## 2 修正のポイント

---

### 2-1 法制度改正等を踏まえた防災対策の強化

---

➤ **背景**

- ・災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月、平成 25 年 6 月、平成 26 年 11 月）
- ・防災基本計画の修正（平成 24 年 9 月、平成 26 年 1 月、11 月、平成 27 年 3 月、7 月）

➤ **主な修正のポイント**

- ・防災の基本理念（「減災」「各主体が一体となった防災対策の推進」）の明確化
- ・大規模災害に対する即応力の強化
- ・大規模災害における被災者への対応改善
- ・教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上
- ・避難行動要支援者名簿の作成義務、名簿を共有する機関の市町村地域防災計画への位置付け
- ・指定緊急避難場所・指定避難所の指定
- ・被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備
- ・罹災証明書の速やかな交付と適切な支援の実施
- ・平素からの防災への取組の強化
- ・大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興
- ・災害時における放置車両対策の強化

### 2-2 沖縄県地域防災計画修正を踏まえた防災対策の強化

---

- 沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）知事公室防災危機管理課
  - ・過去の地震・津波想定調査に整合した想定震源及び被害量の見直し
- 沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（平成 24 年度）企画部企画調整課
  - ・被害想定調査を踏まえた減災目標の設定、効果的な防災対策の推進
- 沖縄県津波浸水想定調査（平成 24・26 年度）土木建築部海岸防災課
  - ・津波防災まちづくりを推進するための津波浸水想定区域の設定
- 沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成 19 年度）土木建築部海岸防災課
  - ・大型台風襲来に備えて波浪と高潮による高潮浸水区域を予測
- 沖縄県観光危機管理基本計画（平成 26 年度）文化観光スポーツ部観光政策課
  - ・観光危機管理に関する知識等の普及啓発
  - ・災害時の観光客への情報発信体制、通信手段等の整備

## 2-3 石垣市の特殊性を勘案した地震・津波、台風対策の強化

---

### ➤ 背景

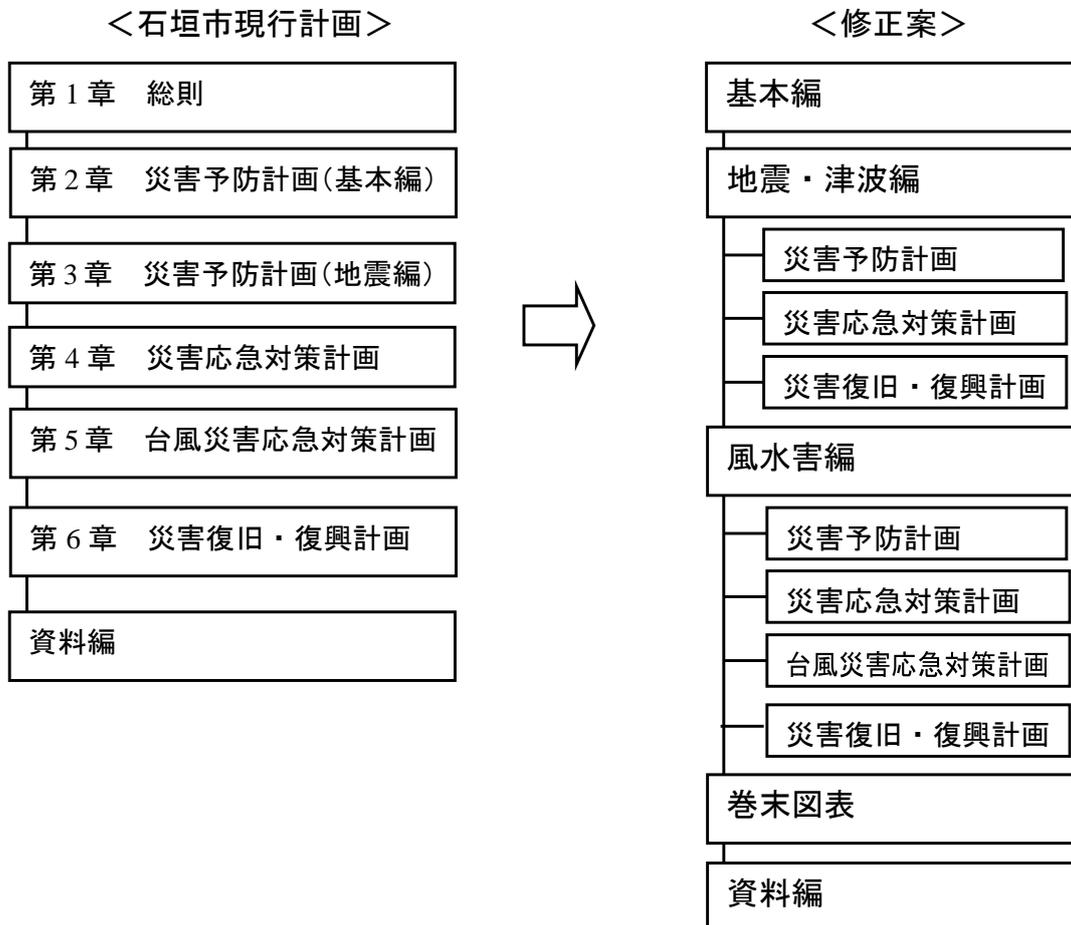
- ・石垣市を取り巻く社会情勢や環境の変化
- ・石垣市の地理的特性

### ➤ 主な修正ポイント

- ・計画構成の見直し
- ・災害対策本部の組織改正及び事務分掌、配備要員の見直し
- ・減災の考え方に基づく災害予防計画の充実
- ・台風対策の強化
- ・孤立時の自主体制の強化
- ・沿岸部低地の津波避難対策の強化
- ・観光客や長期滞在者等への避難誘導體制の強化
- ・新庁舎に対する防災対策強化
- ・県防災計画との整合性確保

### 3 計画構成における見直し

現行の市防災計画では、第2章の中で各災害に対する計画が示されていたが、修正案では、各災害に対して計画を策定するものとする。



## 4 主な修正内容

### 4-1 基本編

#### (1) 防災計画の見直しと推進（第1章第3節 P.1-2）

実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証の実施について記載しました。

多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させる事について追記しました。

防災計画間の整合、防災関係法令との整合、実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）との整合について記載しました。

#### (2) 被害の想定（第1章第5節 P.1-6）

##### 1) 地震及び津波の被害想定

地震及び津波の被害想定については、沖縄県が平成25年度に新たに策定した「沖縄県地震被害想定調査」に基づき被害の想定を行いました。

##### ① 想定地震

沖縄県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、想定地震が設定されている。その中でも特に人的被害が大きい地震を以下に示す。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

H24 地震 No	H26 地震 No	想定地震	マグニ チュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）
①	①	八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
②	②	八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
③	③	八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
⑥	⑧	石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が強い（6弱）
⑦	⑨	石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が強い（6強）
⑨	⑪	石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が強い（6強）
⑭	—	沖縄本島南東沖地震 3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）
⑮	⑯	八重山諸島南方沖地震 3連動	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）
—	⑫	宮古島スラブ内地震	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い（6強）
—	⑬	石垣島スラブ内地震	7.8	石垣島市街地において震度が強い（6強）

## ② 予測結果の概要

死者数は、石垣島東方沖地震のケースが最も多く（2,119人）、次いで八重山諸島南方沖地震3連動（1,938人）となり、そのほとんどは津波によるものである。

建物被害（全壊）についても、八重山諸島南方沖地震3連動のケースが最も多く（5,750棟）、次いで石垣島東方沖地震（4,680棟）となり、その多くが津波によるものである。

ライフラインについては八重山諸島南方沖地震3連動の被害が最も多く、断水人口は17,817人、停電軒数は16,112軒に上る。各想定地震の被害量は、次表のとおりである

市内の地震・津波被害量予測一覧

H24 地震 No	H26 地震 No	想定地震	死者 (津波) [人]	負傷者 (津波) [人]	避難者 直後 [人]	避難者 1週間 [人]	全壊 (津波) [棟]	半壊 (津波) [棟]	断水 [人]	都市 ガス 停止 [戸]	下水道 被害 [人]	停電 [軒]	通信 機能 障害 [回線]
①	①	八重山諸島南西沖地震	1 (0)	75 (0)	125	156	126 (0)	422 (0)	0	—	2,348	392	297
②	②	八重山諸島南方沖地震	1 (0)	89 (0)	143	179	142 (0)	493 (0)	0	—	2,353	474	357
③	③	八重山諸島南東沖地震	0 (0)	15 (0)	25	31	20 (0)	95 (0)	0	—	1,536	0	0
⑥	⑧	石垣島南方沖地震	1,661 (1,659)	7,465 (7,355)	7,214	1,468	3,556 (3,340)	2,606 (2,079)	11,121	—	6,074	11,086	10,419
⑦	⑨	石垣島東方沖地震	2,119 (2,115)	9,049 (8,838)	8,346	1,817	4,680 (4,201)	3,006 (2,132)	14,149	—	6,413	14,432	12,830
⑨	⑪	石垣島北方沖地震	120 (118)	1,818 (1,645)	2,394	439	457 (188)	1,804 (931)	671	—	2,661	2,576	2,105
⑭	—	沖縄本島南東沖地震 3連動	0 (0)	40 (0)	73	94	87 (0)	265 (0)	0	—	2,217	0	0
⑮	⑯	八重山諸島南方沖地震 3連動	1,938 (1,935)	9,073 (8,900)	8,441	2,081	5,750 (5,334)	2,084 (1,390)	17,817	—	6,630	16,112	14,231
—	⑫	宮古島スラブ内地震	0 (0)	13 (0)	24	30	21 (0)	89 (0)	0	—	1,535	0	0
—	⑬	石垣島スラブ内地震	15 (0)	571 (0)	811	1,025	1,026 (0)	2,294 (0)	371	—	3,030	5,097	3,864

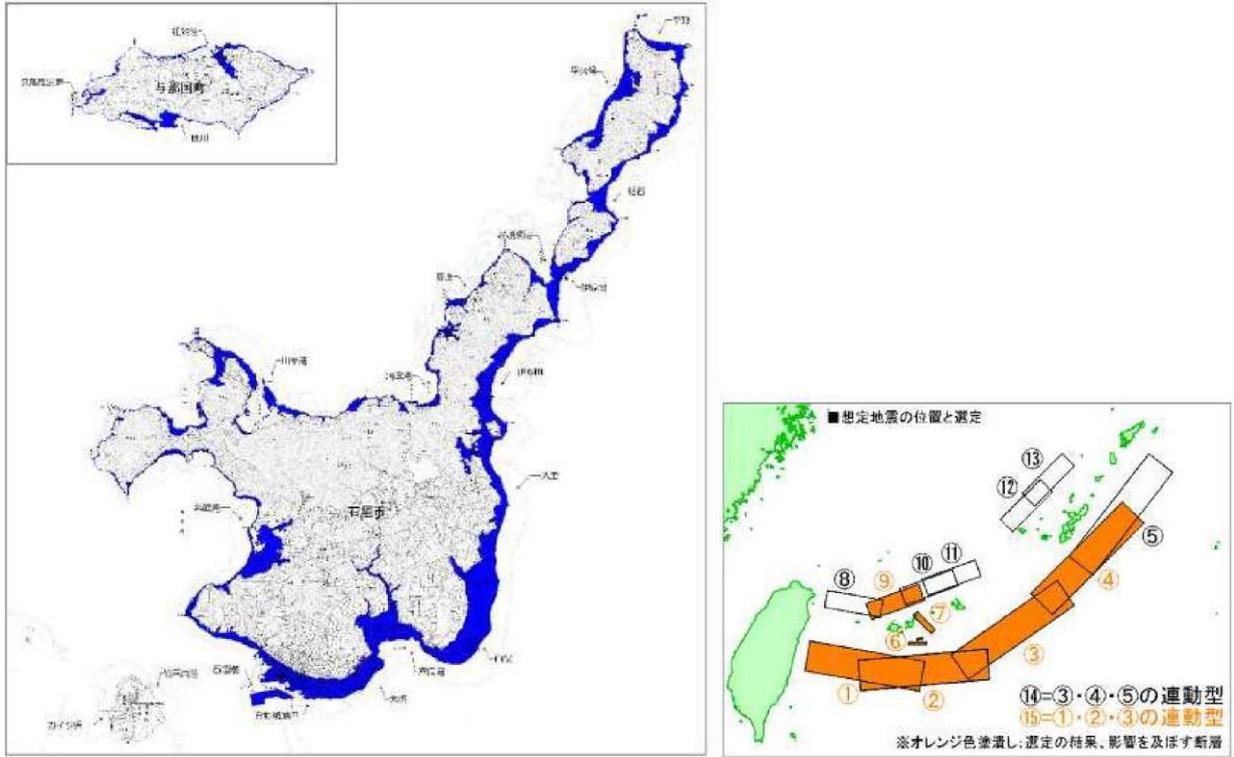
注：(津波) の欄は津波による被害数である。

## 2) 津波の浸水想定

### ① 最大クラスの津波

沖縄県が新たに策定した「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）において、平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測を行いました。

(平成 24 年度) 最大クラスの津波浸水想定結果

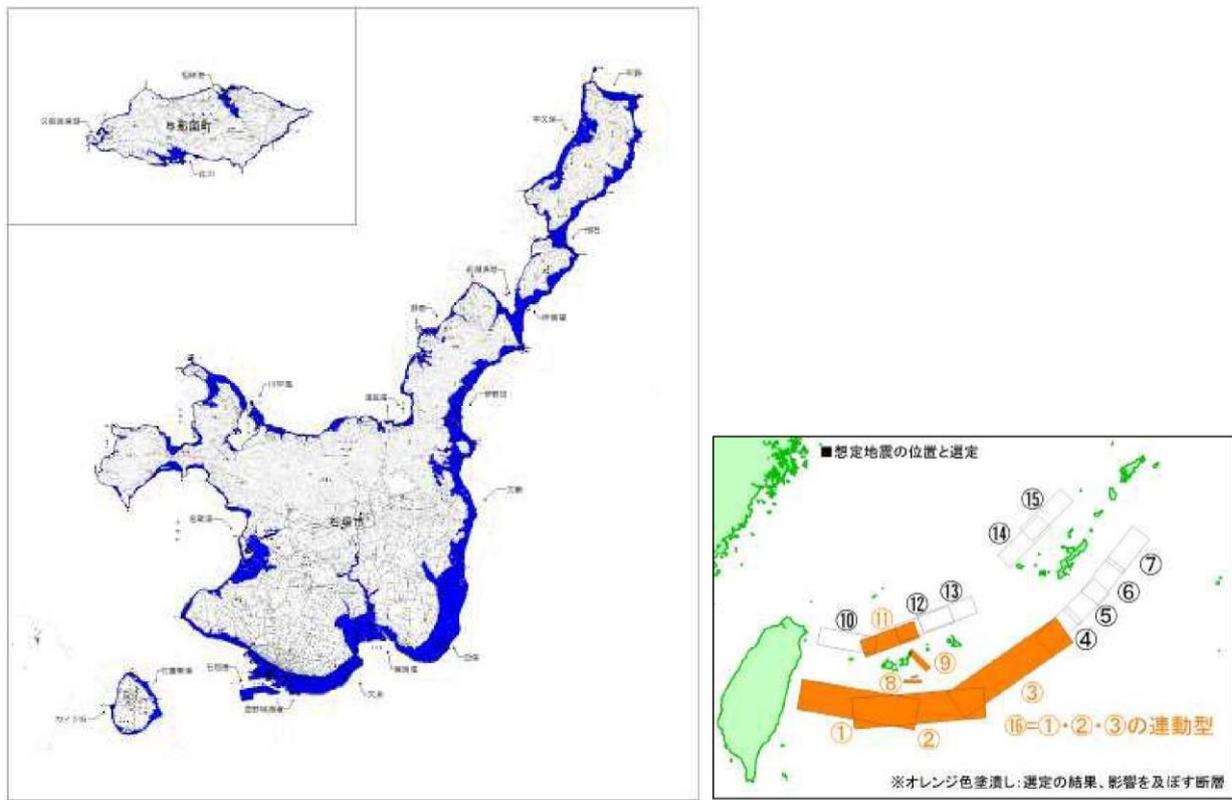


No	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)
1	平野	19.6	23.1	3	3
2	平久保	9.8	14.5	2	6
3	船越漁港	14.8	20.3	7	13
4	野底	9.3	10.1	3	11
5	浦底湾	12.3	16.1	6	17
6	川平湾	13.9	14.6	10	16
7	名蔵湾	6.7	7.4	10	27
8	石垣港	15.7	14.8	11	12
9	登野城漁港	20.4	19.4	6	8
10	大浜	22.0	29.7	4	6
11	宮良湾	17.8	23.8	6	8
12	白保	20.8	23.3	6	8
13	大里	28.3	34.9	9	10
14	伊野田	25.8	34.7	12	14
15	伊原間	21.1	28.2	9	11
16	明石	18.9	21.0	7	10

② 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

沖縄県が平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測を行いました。

（平成26年度）最大クラスの津波浸水想定結果（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）



No	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)
1	平野	23.0	24.5	3	5
2	平久保	10.7	14.7	2	6
3	船越漁港	14.7	19.4	7	14
4	野底	11.1	10.7	4	11
5	浦底湾	12.9	16.4	6	17
6	川平湾	14.4	14.7	10	15
7	名蔵湾	7.0	7.8	10	30
8	石垣港	14.8	14.9	11	12
9	登野城漁港	18.5	18.0	6	8
10	大浜	21.5	26.6	4	7
11	宮良湾	17.1	24.2	5	9
12	白保	20.6	23.4	6	8
13	大里	26.9	36.0	8	10
14	伊野田	25.6	38.4	11	15
15	伊原間	21.9	35.0	9	12
16	明石	20.1	23.9	8	12

### (3) 災害の想定と防災計画の基本的考え方（第2章第1節 P.1-14）

防災計画の検討においては、「減災」の考え方に立脚し、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定する事について記載しました。

地域の社会構造の変化への対応として、観光地としての特性から、住民票を移さない長期滞在者の存在も配慮する等を新たに記載しました。

大規模災害による庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画との連携の必要性について記載しました。

発生の可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方について記載しました。

### (4) 防災対策の基本理念及び施設の概要（第2章第2節 P.1-16）

災害応急段階における基本理念及び施策として、警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援等の災害未然防止活動等を記載しました。

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策として、被災地域の特性等を勘案した復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進等を記載しました。

### (5) 本市の特殊性等を考慮した重要事項（第2章第3節 P.1-19）

離島の条件不利性を考慮した、応援体制の構築、輸送体制・拠点の確保について記載しました。

沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策として、公共施設等への海拔高度表示、避難標識の設置等を記載しました。

観光客や外国人の避難誘導対策として、観光施設、宿泊施設等における観光客や外国人の避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制の整備を記載しました。

### (6) 市民等の責務（第2章第5節 P.1-23）

#### 1) 市民

防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承や飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄等の基本的責務を記載しました。

#### 2) 自治会・自主防災組織

自主防災活動マニュアル、資機材の整備や災害時の避難所の自主運営等の基本的責務を記載しました。

#### 3) 事業者

従業員の防災教育及び訓練や事業継続計画（BCP）の作成及び更新等の基本的責務を記載しました。

## 4-2 地震・津波編

---

### (1) 災害予防計画の基本方針等（第1章第1節 P.2-1）

予防対策を「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」、「津波避難体制の整備」、「孤立化等の防災体制の強化」の5つに区分しました。

減災目標を設定し、予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する事について記載しました。

### (2) 地震・津波に強いまちづくり（第1章第2節 P.2-3）

津波に強い都市構造化を図る沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計、都市計画等の推進について記載しました。

公共建築物の耐風、耐火、津波対策について記載しました。

特に、沖縄県が平成27年3月に公表した津波浸水予測範囲内にあり、老朽化が危惧される市庁舎及び消防署伊原間出張所においては、災害時における災害拠点施設として、重要とされる施設であることから、高台に移転整備を速やかに行うとともに、様々な被災を想定して、災害時に必要とされる機能を確保する必要について記載しました。

また、液状化予想地域に南ぬ浜町を新たに記載しました。

### (3) 地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育強化（第1章第3節 P.2-15）

様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しの検討を記載しました。

消防職員及び消防団員の充実について記載しました。

企業における防災対策の強化として、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努め、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動を推進する事について記載しました。

市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、地区防災計画ガイドラインや地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発について記載しました。

#### (4) 地震・津波災害応急対策活動の準備（第1章第4節 P.2-20）

食料・水・被服寝具など生活必需品の個人備蓄3日分から7日分に修正しました。

本市は、観光客や住民登録を有しない長期滞在者等が多くいることから、観光客等を対象とした非常用食糧を別に備蓄することについて記載しました。

市は、地震・津波発生時において優先度の高い通常業務の継続のため、事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定について記載しました。

社会福祉施設等における安全を図るための対策として、長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保について記載しました。

#### (5) 津波避難体制等の整備（第1章第5節 P.2-33）

市においては、沖縄県津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等や「津波防災マニュアル」（平成25年3月八重山地方防災連絡会）を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画の策定及び市民等への周知を図る事について記載しました。

津波危険に関するデータを住民に公表し、関係機関の協力を得て、津波危険に関する啓発や「石垣市民防災の日」条例に基づく防災意識の高揚の促進を記載しました。

市は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保等を記載しました。

#### (6) 孤立化等の防災体制の強化（第1章第6節 P.2-36）

孤立化等に強い施設整備対策として、港湾・漁港、空港、道路、通信等施設の耐震性や耐浪性等の確保を記載しました。

市は、孤立危険地域では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について7日以上以上の備蓄を促進する事について記載しました。

孤立地域等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、地域ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制の選定について記載しました。

#### (7) 組織計画（第2章第1節 P.2-38）

市の組織機構の改編等に伴い、最新の組織にあった修正を図りました。

#### (8) 地震情報・津波警報の伝達（第2章第2節 P.2-43）

地震情報等の種類及び発表基準を表にとりまとめ、遠地地震に関する情報を新たに記載しました。

津波警報等で発表される津波の高さに新たに定性的表現での発表を記載しました。

津波情報の種類に沖合の津波観測に関する情報を新たに記載しました。

沖縄県付近の津波予報区の図を新たに記載しました。

#### (9) 災害状況等の収集・伝達計画（第2章第4節 P.2-56）

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する事について記載しました。

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施する事について記載しました。

#### (10) 避難計画（第2章第8節 P.2-66）

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成する事について記載しました。

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させる事について記載しました。

市は、食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう、必要な対策を講じる事を記載しました。

津波避難計画の定めにより、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、FMいしがき、防災行政無線等で住民等へ伝達する等を記載しました。

市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する事について記載しました。

#### (11) 観光客等対策計画（第2章第9節 P.2-75）

浸水想定区域内の観光客等に対する避難情報の伝達及び避難誘導について新たに記載しました。

#### (12) 交通輸送計画（第2章第14節 P.2-87）

道路管理者の措置として、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するときは自ら車両の移動を実施する事について記載しました。

#### (13) 生活必需品供給計画（第2章第19節 P.2-99）

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする事について記載しました。

市のニーズを明確にし、必要な時期に必要な物資を提供されるよう要請する等を記載しました。

#### (14) 二次災害の防止計画（第2章第24節 P.2-107）

被災建築物の応急危険度判定の実施について新たに記載しました。

被災宅地の危険度判定の実施について新たに記載しました。

#### (15) 被災者生活への支援計画（第3章第2節 P.2-126）

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する事について記載しました。

被災世帯に対する住宅融資について記載しました。

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について記載しました。

災害義援物資、義援金の募集及び配分について記載しました。

被災者生活再建支援について記載しました。

#### (16) 復興の基本方針等（第3章第4節 P.2-131）

市は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する事について記載しました。

### 4-3 風水害編

---

#### (1) 治山治水計画（第1章第1節 P.3-1）

市は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる事について記載しました。

#### (2) ガス、電力施設災害予防計画（第1章第9節 P.3-10）

高圧ガス製造所等の保安体制の強化について新たに記載しました。

大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備について新たに記載しました。

#### (3) 火薬類災害予防計画（第1章第12節 P.3-14）

火薬類の保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持について新たに記載しました。

#### (4) 気象観測体制の整備計画（第1章第16節 P.3-15）

石垣島地方気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る事について新たに記載しました。

主要関係機関における気象観測体制の整備について新たに記載しました。

**(5) 水防、消防及び救助施設等整備計画（第 1 章第 17 節 P.3-16）**

水害の防御、被害を軽減するため、必要に応じた水防倉庫及び水防機材等の水防施設の整備について新たに記載しました。

消防施設の整備拡充について新たに記載しました。

**(6) 避難誘導等計画（第 1 章第 18 節 P.3-16）**

防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する事について記載しました。

**(7) 台風・大雨等の防災知識普及計画（第 1 章第 21 節 P.3-21）**

孤立のおそれのある地区では、台風接近に備え、市民や事業者等が、十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう普及・啓発を行う事について記載しました。

**(8) 道路・航空機事故災害予防計画（第 1 章第 25 節 P.3-23）**

道路構造物等の異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策について新たに記載しました。

航空機事故発災時における必要な対策資機材等の整備について新たに記載しました。

**(9) 海上災害予防計画（第 1 章第 26 節 P.3-23）**

大規模海難等が発災した場合の情報収集、伝達体制の確立について新たに記載しました。

**(10) 気象警報等の伝達計画（第 2 章第 2 節 P.3-30）**

特別警報・警報・注意報の種類と概要を新たに記載しました。

沖縄地方海上予報区の範囲図を新たに記載しました。

水防活動用気象警報等の表に新たに概要を記載しました。

**(11) 避難計画（第 2 章第 8 節 P.3-38）**

全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を FM いしがき、登録メール及び防災行政無線等により住民等への伝達する事について記載しました。

**(12) 航空機事故災害応急対策計画（第 2 章第 34 節 P.3-48）**

空港及び周辺区域での航空機事故災害対策について新たに記載しました。

空港及び周辺区域以外での航空機事故災害対策について新たに記載しました。

**(13) 林野火災対策計画（第 2 章第 38 節 P.3-51）**

林野火災が発生した場合における消火活動等の応急対策について新たに記載しました。

#### (14) 台風災害事前対策（第3章第2節 P.3-52）

台風が発生し、石垣島地方に影響を及ぼすまでには時間的猶予があり、その間に対策を講じられるよう市住民に対して啓発・広報等を継続する事について記載しました。

事前対策及び警戒活動に関する各課の事務分掌について新たに記載しました。

台風時の避難所開設準備について新たに記載しました。

#### (15) 暴風警報発表時の体制（第3章第3節 P.3-55）

災害対策本部第1配備体制の修正を図りました。

また、特別警報発表に備えた台風緊急避難所の開設について、下記のとおり新たに記載しました。

##### 1) 避難所開設基準

- ・暴風警報発表後、台風が急激に発達しながら石垣島に接近し、相当な被害が予想される場合
- ・暴風特別警報（中心気圧 910hpa 又は平均風速 60m以上）が発表される見込みの場合又は暴風特別警報が発表された場合

##### 2) 台風緊急避難場所

暴風による家屋倒壊や倒木等によって適切な救助活動できない可能性があることから、住民の安全の確保と適切な救助活動を遂行するため、北部、西部各地区に台風緊急避難所を開設する。

原則、北部地区は、伊原間中学校、西部地区は、川平小中学校とする。

##### 3) 避難所開設及び閉設

台風の進路や勢力など气象台からの台風情報を基に、災害対策本部が開設を決定する。

避難所閉設は、原則、気象警報解除と同時とする。

##### 4) 避難所配置職員

各避難所、原則2名ずつの配置とし、災害対策本部と連絡を取り合い、避難所の運営を行う。

## 4-4 資料編

---

### (1) 石垣市防災会議委員名簿 (1-1 P.1)

石垣市職員の委員を見直し、新たに石垣市に関わる 9 機関の長を選任しました。

- ・ 沖縄県教育庁八重山教育事務所：所長
- ・ 日本郵便(株)八重山郵便局：局長
- ・ (一社)沖縄県バス協会 (東運輸(株)：代表取締役社長)：理事
- ・ 琉球海運(株)八重山支店：取締役支店長
- ・ 日本トランスオーシャン航空(株)：八重山支店社長
- ・ (公社)沖縄県トラック協会八重山支部：支部長
- ・ (一社)沖縄県高圧ガス保安協会八重山支部：支部長
- ・ 石垣市自主防災会連絡協議会：会長
- ・ 石垣市女性防火クラブ：会長

### (2) 石垣市自主防災連絡協議会規約を記載しました。(1-7 P.12)

### (3) 消防署職員及び消防団員数を最新の人数に更新しました。(1-9 P.14)

### (4) 消防署管内の現有車両台数を最新の台数に更新しました。(1-10 P.15)

### (5) 自主防災組織について、新たに 37 団体が結成されました。(合計 43 団体) (1-11 P.16)

### (6) 沖縄地方非常通信協議会構成機関に、新たに 13 機関を記載しました。(1-14 P.21)

### (7) 過去の災害履歴に、最新の風水害及び沖縄県における主な被害地震・津波を記載しました。 (2-3 P.23)

### (8) 避難所収容面積及び収容人員を最新の情報に更新しました。(3-1 P.28)

### (9) 津波避難ビル (一時避難) について、新たに 13 施設と締結しました。(合計 21 施設) (3-5 P.29)

### (10) 石垣市緊急時一斉放送システム (防災行政無線) 固定系屋外拡声子局を新たに 20 基整備しました。(合計 54 基) (3-6 P.32)

### (11) 医療施設等について、最新の情報に更新しました。(3-7 P.33)

### (12) 災害救助用器具を最新の台数に更新しました。(3-8 P.36)

### (13) 給水車及び給水タンク保有状況について、最新の保有台数に更新しました。(3-9 P.37)

### (14) 緊急業務実施体制の状況について、最新の情報に更新しました。(3-10 P.37)

### (15) 消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況について、最新の情報に更新しました。 (3-11 P.37)

### (16) 危険物施設を最新の情報に更新しました。(3-12 P.39)

- (17) 高圧ガス（液化石油ガス）取扱い施設を最新の情報に更新しました。（3-14 P.39）
- (18) 私有車両の保有状況を最新の情報に更新しました。（3-15 P.38）
- (19) 災害時における臨時着陸場候補地を変更しました。（3-16 P.38）
- (20) ごみ収集車両及びし尿収集車両台数を最新の台数に更新しました。（3-20、3-21 P.41、42）
- (21) 火葬場施設を最新の情報に更新しました。（3-24 P.43.）
- (22) 指定文化財を最新の情報に更新しました。（3-25 P.43）
- (23) 沖縄総合事務局との災害時の情報交換及び応援に関する協定書を記載しました。（4-1 P.52.）
- (24) 沖縄県との備蓄食糧の保管及び搬出に関する協定書を記載しました。（4-2 P.52）
- (25) ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定書を記載しました。（4-3 P.60）
- (26) 西日本電信電話株式会社沖縄支店との災害用特設電話の設置・利用に関する協定書を記載しました。（4-3 P.63）
- (27) （一社）沖縄県高圧ガス保安協会 LP ガス部会八重山支部との災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定書を記載しました。（4-4 P.69）
- (28) 沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書を記載しました。（4-5 P.74）
- (29) 石垣市管工事業協同組合との災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書を記載しました。（4-5 P.76）
- (30) （一社）沖縄県電気・管工事業協会八重山部会との災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書を記載しました。（4-5 P.81）
- (31) 八重山電気工事業協同組合との災害時における応急復旧活動等に関する協定書を記載しました。（4-5 P.86）
- (32) 農林水産施設における災害時の応急対策に関する協定書を記載しました。（4-5 P.91）
- (33) 被害状況判定基準の住家被害に大規模半壊を記載しました。（4-6 P-97）
- (34) （平成 24 年度）最大クラスの津波浸水予測図及び（平成 26 年度）最大クラスの津波浸水予測図を記載しました。（5-2 P.90）